

軽自動車などの登録手続はお早めに

令和6年度の軽自動車税は4月1日現在で登録されている車両の所有者に課税されます。

◎手続が必要な場合

所有者が変わった	「移転登録」が必要です
廃車した	「抹消登録」されていないと、令和6年度の軽自動車税が課税されます(解体業者などへ引き渡しただけでは登録を抹消したことはありません。軽自動車検査協会または陸運事務所登録抹消されているかの確認をお願いします)
所有者の住所や氏名が登録時と変わった	「変更登録」が必要です

◎各手続の申請先

種類	申請先
二輪車(125cc以下) 農耕用などの小型特殊自動車	困稅務課諸稅証明係(☎内線1063) ☎住民福祉課稅務保險係(☎内線2122)
二輪車(125cc超)	関東運輸局群馬支局(☎050-5540-2021)
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会群馬事務所(☎050-3816-3109)

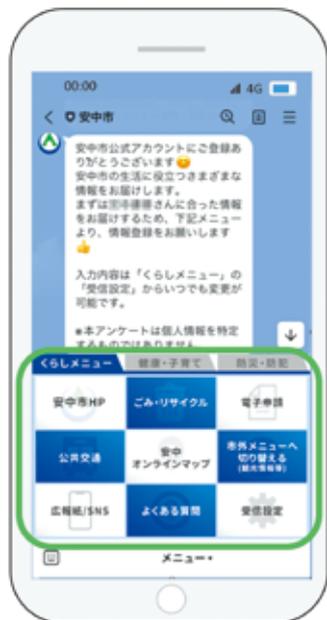
◎これらの手続を済ませないと

移転・抹消登録を3月中に済ませないと、今後も軽自動車税が課税され続けることとなります。また、変更登録をしないと、納税通知書が届かないなどト

ラブルの原因となります。

自動車税については、群馬県自動車税事務所(☎027-263-4343)にお問合せください。

☎▶困稅務課諸稅証明係(☎内線1063)、☎住民福祉課稅務保險係(☎内線2122)



Renewal

2024.01.15

欲しい情報を選択して受信できるようになりました



安中市公式LINE

友だち募集中



リッチメニューも大幅改修!

問合せ▼政策・デジタル推進課 ☎027-382-1111